

香南市再犯防止推進計画

令和3年3月策定

令和4年3月改訂

令和5年3月改訂

令和6年3月改訂

令和7年3月改訂

香南市

目 次

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画の趣旨……………P1
- 2 計画の位置付け……………P1
- 3 計画の期間……………P1
- 4 計画の支援対象者……………P1
- 5 基本方針……………P2
- 6 計画の推進……………P3
- 7 施策の動向を把握するための参考指標……………P3

第2章 再犯防止を取り巻く状況

- 1 全国の刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率の推移……………P4
- 2 高知県の刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率の推移……………P5
- 3 香南市を管轄する南国警察署管内の刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率の推移……………P6
- 4 香南保護区(香南市)における保護観察事件数(新規件数)……………P7
- 5 香南保護区(香南市)における保護観察事件数……………P7
- 6 香南保護区(香南市)における生活環境の調整事件数……………P7

第3章 重点課題における取組

- 1 就労・住居確保のための取組
 - (1)就労の確保……………P8
 - (2)住居の確保……………P9
- 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組
 - (1)高齢者又は障害者等への支援……………P10
 - (2)薬物依存を有する者への支援……………P11
- 3 非行の防止及び学校等と連携した修学支援のための取組
 - (1)非行の防止……………P12
 - (2)学校等と連携した修学支援……………P14
- 4 民間協力者の活動の促進及び広報・啓発活動の推進のための取組
 - (1)民間協力者の活動の促進……………P15
 - (2)広報・啓発活動の推進……………P16
- 5 地域による包摂を推進するための取組
 - (1)相談できる場所の充実……………P17
 - (2)関係機関との連携……………P17

第4章 資料編

- 資料1 対応機関……………P18
- 資料2 用語解説……………P20

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の趣旨

平成28年12月に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号、以下「再犯防止推進法」という。)」第4条第2項に、地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するとされ、令和元年12月には「再犯防止推進計画加速化プラン」が閣議決定されました。国においては平成29年12月に「再犯防止推進計画」が策定され、高知県においても平成31年3月に「高知県再犯防止推進計画」が策定されました。

さらに、令和5年3月には国の「第二次再犯防止推進計画」が策定され、新たな重点課題として「民間協力者の活動の促進」、「地域による包摂の推進」、「再犯防止に向けた基盤の整備」が盛り込まれました。また、高知県においても令和6年3月に「第2期高知県再犯防止推進計画」が策定されました。

全国の刑法犯検挙者数は減少傾向にありますが、令和元年中の高知県の刑法犯検挙者数は平成30年と比較すると増加しており、再犯者率についても一貫して5割を超える高い数値となっています。

香南市を管轄する南国警察署の刑法犯検挙者数における再犯者率に関しても、令和元年において52.4%と5割を超える高い数値となっています。

犯罪をした者等の中には、適切な支援を実施することにより、犯罪を未然に防ぐことができた事例もあることから、誰もが支援を受けることのできる環境づくりが必要です。

本市においては関係機関と連携して、市の状況に応じた施策を推進し、安全・安心な地域社会の実現を目指します。

2 計画の位置付け

この計画は、再犯防止推進法第8条第1項に規定する地方再犯防止推進計画として位置付けています。

3 計画の期間

この計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

4 計画の支援対象者

有罪判決の言渡し若しくは保護処分の審判を受けた者又は犯罪の嫌疑がないという以外の理由により公訴の提起を受けなかった者とします。

5 基本方針

国の再犯防止推進計画に設定されている5つの基本方針を勘案し、市の実情に応じ、犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることにより、市民の犯罪被害を防止するため、次の重点課題に取り組みます。

重点課題

- 1 就労・住居の確保
- 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- 3 非行の防止及び学校等と連携した修学支援
- 4 民間協力者の活動の促進及び広報・啓発活動の推進
- 5 地域による包摂の推進

国の再犯防止推進計画(参考)

【5つの基本方針】

①犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。

②犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。

③再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。

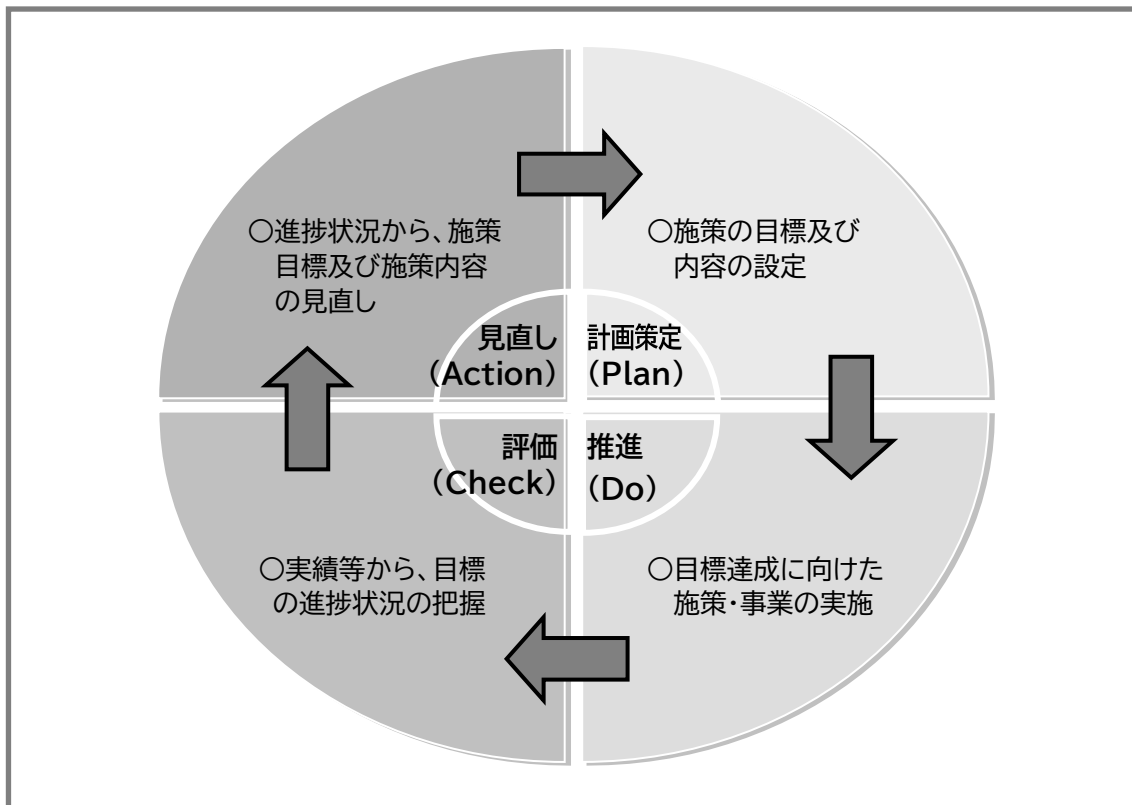
④再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする。

⑤国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

6 計画の推進

この計画を推進するために、関係機関と連携を図り、情報交換等を行い、PDCA サイクルに基づき、計画の進捗状況を定期的に点検・評価し、必要に応じて見直しを行います。

【PDCA サイクルのイメージ】



7 施策の動向を把握するための参考指標

この市計画を推進するうえで、参考指標を次のとおり設定し、再犯者数の減少に向けて取組を進め、定期的に検証を実施します。

香南市を管轄する南国警察署管内の刑法犯検挙者中再犯者数及び再犯者率

	基準値(令和元年)
刑法犯検挙者数	105 人
再犯者数	55 人
再犯者率	52.4%

法務省矯正局提供データを基に香南市作成

注1 「南国警察署管内」とは香南市、香美市、南国市の3市を指します。

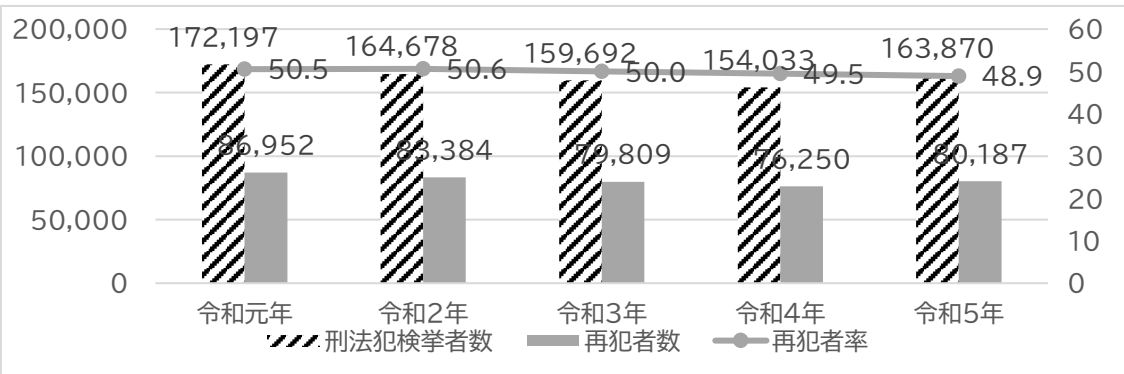
注2 「再犯者」とは刑法犯、特別法犯(道路交通法違反を除く。)の別を問わず、前科又は前歴を有する者を指します。

注3 犯行時年齢が 20 歳以上の者を計上しています。

注4 「令和元年」とは平成 31 年1月から4月までを含みます。

第2章 再犯防止を取り巻く状況

1 全国の刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率の推移



年次	刑法犯検挙者数	再犯者数	再犯者率
令和元年	172,197人	86,952人	50.5%
令和2年	164,678人	83,384人	50.6%
令和3年	159,692人	79,809人	50.0%
令和4年	154,033人	76,250人	49.5%
令和5年	163,870人	80,187人	48.9%

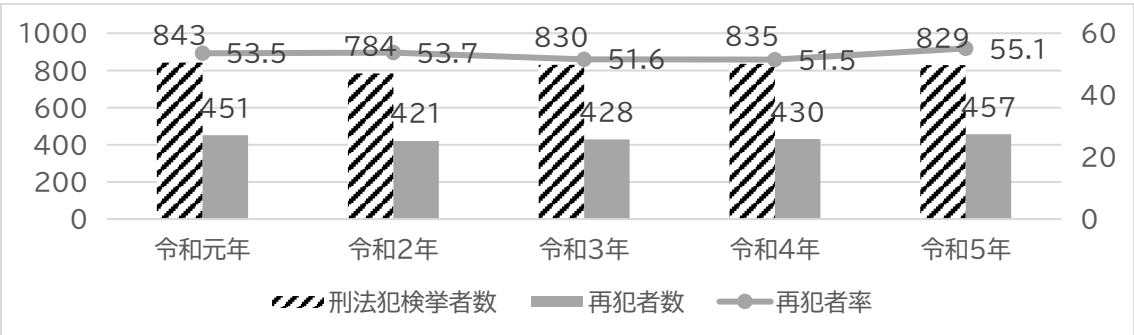
法務省矯正局提供データを基に香南市作成

注1 「再犯者」とは刑法犯、特別法犯(道路交通法違反を除く。)の別を問わず、前科又は前歴を有する者を指します。

注2 犯行時年齢が20歳以上の者を計上しています。

注3 「令和元年」とは平成31年1月から4月までを含みます。

2 高知県の刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率の推移



年次	刑法犯検挙者数	再犯者数	再犯者率
令和元年	843人	451人	53.5%
令和2年	784人	421人	53.7%
令和3年	830人	428人	51.6%
令和4年	835人	430人	51.5%
令和5年	829人	457人	55.1%

法務省矯正局提供データを基に香南市作成

注1 「再犯者」とは刑法犯、特別法犯(道路交通法違反を除く。)の別を問わず、前科又は前歴を有する者を指します。

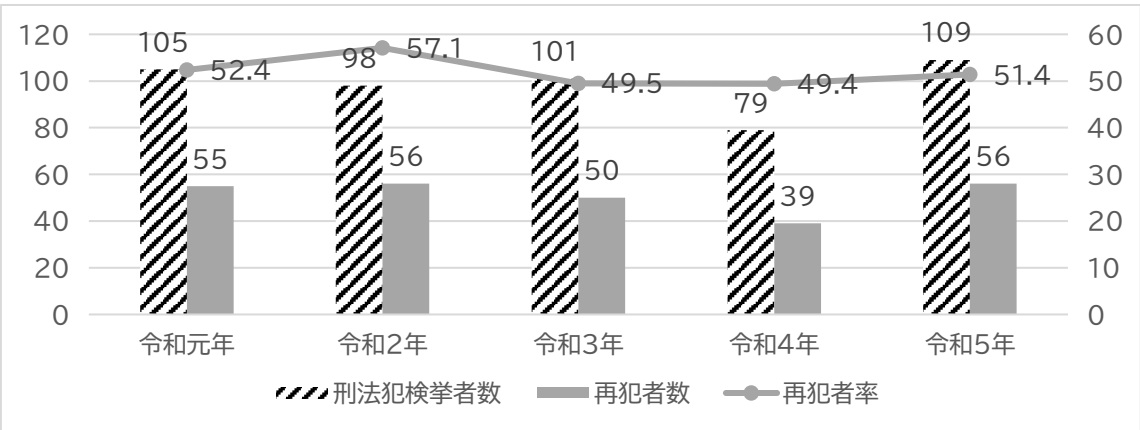
注2 犯行時年齢が20歳以上の者を計上しています。

注3 「令和元年」とは平成31年1月から4月までを含みます。

3 香南市を管轄する南国警察署管内の刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率の推移

香南市を管轄する南国警察署管内の令和5年の刑法犯検挙者数及び再犯者数は令和4年と比較すると増加しており、再犯率も増加しています。

罪種別検挙者数では、令和4年に減少していた覚醒剤取締法による検挙者が増加しており、うち全員が再犯者となっています。



年次	刑法犯検挙者数	再犯者数	再犯者率
令和元年	105人	55人	52.4%
令和2年	98人	56人	57.1%
令和3年	101人	50人	49.5%
令和4年	79人	39人	49.4%
令和5年	109人	56人	51.4%

【罪種別検挙者数及び再犯者数】

年次 罪種別検挙者数	令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
	総数	再犯者数	総数	再犯者数	総数	再犯者数	総数	再犯者数	総数	再犯者数
刑法犯総数	105人	55人	98人	56人	101人	50人	79人	39人	109人	56人
うち)凶悪犯	3人	2人	1人	1人	1人	1人	0人	0人	1人	0人
うち)粗暴犯	13人	5人	17人	10人	14人	6人	8人	4人	17人	8人
うち)窃盗犯	61人	34人	56人	33人	68人	38人	55人	30人	76人	41人
うち)知能犯	13人	8人	6人	3人	6人	1人	8人	3人	3人	2人
うち)風俗犯	4人	3人	4人	2人	2人	1人	3人	1人	3人	1人
覚醒剤取締法	12人	12人	8人	8人	6人	5人	0人	0人	4人	4人
麻薬等取締法	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
大麻取締法	0人	0人	6人	1人	3人	3人	4人	3人	0人	0人

法務省矯正局提供データを基に香南市作成

注1 「南国警察署管内」とは香南市、香美市、南国市の3市を指します。

注2 「再犯者」とは刑法犯、特別法犯(道路交通法違反を除く。)の別を問わず、前科又は前歴を有する者を指します。

注3 犯行時年齢が20歳以上の者を計上しています。

注4 「令和元年」とは平成31年1月から4月までを含みます。

4 香南保護区(香南市)における保護観察事件数(新規件数)

年次	全号種	1号保護観察 (※1)	2号保護観察 (※2)	3号保護観察 (※3)	4号保護観察 (※4)
令和元年	6人	1人	0人	0人	5人
令和2年	5人	0人	0人	3人	2人
令和3年	7人	2人	0人	4人	1人
令和4年	2人	1人	0人	1人	0人
令和5年	3人	1人	0人	2人	0人

高知保護観察所提供データを基に香南市作成

※1 家庭裁判所で保護観察処分を受けた者(未成年者)

※2 家庭裁判所で少年院送致処分を受けて収容された後、少年院からの仮退院を許された者(未成年)

※3 裁判所で実刑判決を受け服役中に仮釈放を許された者(成人)

※4 裁判所で保護観察付き執行猶予判決を受けた者(成人)

5 香南保護区(香南市)における保護観察事件数

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
保護観察事件数	8人	8人	9人	7人	7人

高知保護観察所提供データを基に香南市作成

※ 毎年12月31日時点の保護観察対象者数(係属等を含む)

6 香南保護区(香南市)における生活環境の調整事件数

年次	総計	刑務所受刑中	少年院在院
令和元年	7人	6人	1人
令和2年	8人	8人	0人
令和3年	7人	7人	0人
令和4年	2人	2人	0人
令和5年	7人	7人	0人

高知保護観察所提供データを基に香南市作成

注1 「生活環境の調整」とは刑務所や少年院に収容中の者の釈放後の帰住先や引受人を調整することを指します。

第3章 重点課題における取組

1 就労・住居確保のための取組

(1) 就労の確保

香南市を管轄する南国警察署管内において、令和5年中の刑法犯の検挙者数109人のうち無職だった者が61人であり、56%と半数を超える数値となっています。不安定な就労状況が再犯リスクと深い関わりがあり、就労を確保し、生活基盤の安定を図ることが重要です。

また、刑務所出所者等の中には、様々な事情から社会人としての基礎的な態度が身に付いておらず、働く中で問題が発生し、早期に退職する者も少なくありません。

再犯を防止するために、就労を希望する者に対しては支援機関と連携し、相談及び情報提供を行い就職活動のサポートを行います。すぐに就労することが困難な者には相談を受け付け、就労に向けた準備をする機会や場所を提供し、安定した就労状況の実現できる支援体制を確保します。[令和4年検挙者 79 人、無職者 44 人、56%]

具体的な取組施策

【市の取組】

就労支援員による相談窓口	福祉事務所
生活保護受給者の就労に関する相談を受け付け、一般就労に向けて市とハローワークが一体となり支援します。	

【国・県の関係機関の取組】

国の専門窓口による支援	コレワーク四国・ハローワーク香美出張所
コレワークでは刑務所出所者等の雇用を希望する事業者をサポートすることにより、就労支援を促進します。ハローワークでは求職者に対して相談・指導を実施し、希望に合った職場への職業紹介等を実施します。	

【民間団体等の取組】

自立相談支援事業	社会福祉法人香南市社会福祉協議会
生活保護受給者以外で生活に困窮している人を対象に相談を受け付け、自立のための計画を立て支援を行います。自立に向けた支援の中にはその方の状況に応じて就職活動のサポートや就労に向けた支援も含まれています。	

(2)住居の確保

低所得者、高齢者、障害者、外国人、刑務所出所者等の住居の確保に困難が伴う住宅確保要配慮者が増加している現状があります。適切な帰住先の確保は、地域社会において安定した生活を送るために必要不可欠なものであり、更生支援の観点からも重要です。

再犯を防止するために、対象者の状況に応じて公営住宅等への入居支援や生活困窮者への自立相談支援事業を通した住まいの確保の支援を行い、安心して暮らせる住まいを確保し、住み続けられる住環境を提供できる支援体制を確保します。

具体的な取組施策

【市の取組】

公営住宅の受入れ	住宅政策課
低所得者等に対して、市営住宅への入居の受入れを行います。	

【民間団体等の取組】

自立相談支援事業	社会福祉法人香南市社会福祉協議会
生活保護受給者以外で生活に困窮している方を対象に相談を受け付け、自立のための計画を立て支援を行います。自立に向けた支援の中で安定した住まいの確保の支援も含まれます。	

住居確保給付金	社会福祉法人香南市社会福祉協議会
離職や就業機会の減少により住居を失った方、または失う恐れの高い方に、安定した就職活動ができるように、期限を設けた上で家賃相当額を支給します。	

2 保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組

(1) 高齢者又は障害者等への支援

本市における高齢者人口の割合は平成26年から30%を上回る数値となっており、現在も増加傾向にあります。また、香南市を管轄する南国警察署管内における、令和5年中の刑法犯検挙者数109人のうち、高齢者は36人であり、33%の割合となっています。罪を犯した高齢者及び知的障害のある者について、再犯に至るまでの期間が短いことが明らかになっており、犯罪の常習化を防ぐことが重要です。[令和4年検挙者 79 人、高齢者 32 人、41%]

再犯を防止するために、関係機関の連携強化を行い、高齢者又は障害者の病気や特性に応じたサービスや支援の利用につながる体制を確保します。

具体的な取組施策

【市の取組】

障害者への支援	福祉事務所
身体・知的・精神の障害の程度や特性に応じて、利用できる制度を案内し、障害福祉サービス等による日常生活の支援や、医療費の軽減に係る支援等を実施します。	

高齢者等の支援	高齢者介護課
高齢者人口の増加から地域や支援機関にて高齢期の体や心の変化等を理解し、本人・家族が安心して地域で生活が続けられるように、普及啓発と情報発信を行い、高齢者や家族の総合相談窓口として地域包括支援センターを設置し切れ目のない支援を実施します。	

生活困窮高齢者等の支援	高齢者介護課
高齢者の生活困窮者に対しては、市が窓口となり相談対応を実施し、利用できる制度の案内又は関係機関と連携し支援を実施します。	

【国・県の関係機関の取組】

地域生活定着促進事業	高知県地域生活定着支援センター
保護観察所からの依頼に基づき、高齢者または障害者の矯正施設の入所者等に対して、出所後の受入れ先の斡旋や福祉サービス等に係る申請支援を行います。また、福祉施設等での生活が始まった後も、継続的に支援を行います。既に出所している高齢者または障害者に対して、福祉サービス等の利用に関して必要な支援を行う相談支援も実施しています。	

入口支援	高知地方検察庁
刑事司法の入口(刑事施設に入所前)の段階で関係機関と連携し、社会復帰時の生活調整や福祉支援等のための橋渡しを行っています。	

(2)薬物依存を有する者への支援

香南市を管轄する南国警察署管内における、令和5年中の覚醒剤取締法違反の検挙者4人全員が再犯者となっています。

再犯を防止するために、薬物依存症は適切な治療・支援により回復することができる病気であるという認識を持ち、回復に向けた治療・支援を継続的に受けさせることが必要です。民間団体を含む関係機関と連携して、早期からの適切な指導、相談、社会復帰の支援のできる体制を確保します。

具体的な取組施策

【市の取組】

薬物依存者等の相談窓口	健康対策課
薬物依存者を始め各種依存症に悩む人からの相談があったときに回復に向けて支援等を実施し、必要があれば関係機関へとつなぎます。	

【国・県の関係機関の取組】

自立支援医療(精神通院)制度	高知県立精神保健福祉センター
自立支援医療(精神通院)により、薬物依存からの社会復帰の促進と自立と社会参加の促進のために、通院医療を受ける際の医療費を公費により負担軽減します。申請窓口は香南市福祉事務所になります。	

様々な依存症を持つ家族支援プログラム	高知県立精神保健福祉センター
依存症に対する基礎的な知識などの情報提供、参加者同士での体験や気持ちの共有等、家族への支援を行います。	

精神保健福祉相談	高知県中央東福祉保健所
精神に関する病気をお持ちの人、家族や関係者を対象に、こころの健康相談、精神科受診及び自立支援の相談を保健師、精神保健福祉士、精神保健相談員などが対応します。	

【民間団体等の取組】

自助グループを含む民間団体への相談	NA 四国エリアミーティング・高知ダルク
NA 四国エリアミーティングでは、薬物依存で苦しんでいる人、家族や友人、援助者が集まり、体験や願いを語り合うことで互いに援助し、薬物依存からの回復を目指します。高知ダルクでは、断薬支援や住居の提供、食事の提供、日常生活面の相談指導を行っています。	

3 非行の防止及び学校等と連携した修学支援のための取組

(1)非行の防止

高知県警察において、令和5年中に検挙・補導した少年は1,677人で、前年と比較すると増加しました。[令和4年検挙・補導少年 1,597人]

少年非行においては、家庭環境等の周囲が与える影響は大きく、再非行の割合が高くなっているため、行政機関や学校等の関係機関が早期に発見・対応することが重要となります。

また、非行を未然に防止するために、関係機関が非行あるいは問題行動を含めた児童生徒の行動や状況に応じて対応していくことが重要あり、高等学校等へ進学しない者や高等学校等を中退した者に対する進学・復学支援、就労支援、地域における居場所づくりなどの取り組みが必要です。

具体的な取組施策

【市の取組】

青少年の非行防止	学校教育課
児童・生徒の非行防止、健全育成及び犯罪被害防止に向け、南国警察署の協力を得て南国警察署と管内の学校による学校警察連絡協議会に参加し、犯罪行為や非行を未然に防ぐ取組を進めています。	

校内支援会の実施	学校教育課
生徒指導上の諸課題については、校内支援会を行い、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係機関と効果的・組織的な連携を図っています。	

ほのぼの相談の実施	学校教育課
平成 25 年から香南市の小中学生及び保護者を対象に、いじめなどに悩んでいることについて、臨床心理士による相談窓口を設置し「ほのぼの相談」を実施しています。	

子育て・教育相談の実施	生涯学習課
令和 3 年から香南市の子ども及び保護者を対象に、学校や子育て、教育などに関する悩みについて、公認心理師による相談を実施しています。	

補導活動及びパトロールの実施	香南市補導センター
平日の午前・午後に青少年の非行防止と健全育成を目的としたパトロールを実施しています。また月に5回(夜間4回、土曜日の日中に1回「家庭の日」広報活動)補導活動を実施しています。	

【国・県の関係機関の取組】

専門家による心理相談の実施	法務少年支援センターこうち
非行問題一般、不登校、いじめ、家庭内暴力、発達障害、ひきこもりなどについて専門家による心理相談を実施します。	

(2)学校等と連携した修学支援

現在の日本ではほとんどの者が高等学校等に進学する状況にありますが、その一方で、令和5年中の少年院新収容者の19.5%が高等学校に進学していません。また、非行等に至る過程で、又は非行等を原因として、高等学校を中退する者も多く、令和5年中の少年院新収容者の40.5%が高等学校を中退している状況にあります。

非行等により不登校になり、後に学校を中退する者もいることから、相談支援の充実を図ることが必要です。また、非行等を理由に通学、進学を中断したが修学の意思のある者に対して、修学支援をすることが重要です。[令和4年高校未進学率20.7%、中退率40.8%]

具体的な取組施策

【市の取組】

学校関係者の校内研修	学校教育課
各学校ではいじめや児童虐待、不登校、ネット問題等、児童生徒に関する諸問題の解決に向けて、人権教育主任や生徒指導主事、不登校担当教員(者)等が主体となって校内研修を実施し、校内の取組を一層進めています。	

不登校生徒への学校復帰支援	香南市教育支援センター森田村塾
不登校児童生徒の居場所を設けて、学校復帰や将来の自立を目指して、個別相談を中心に、カウンセリング、学力補充、集団への適応指導を行うとともに、自主性、主体性を育成し、家庭や社会生活に適応できるように助言や支援を実施します。	

【国・県の関係機関の取組】

進学・復学等のための学習支援	なんこく若者サポートステーション
中学校卒業時及び高等学校中途退学時の進路未定者並びにニートやひきこもり傾向にある若者に対して、修学や就労に向けた支援を行うことで社会的自立を促進します。高校受験・高卒認定試験のための学習支援も行います。相談は無料です。	

不登校相談	高知県中央児童相談所
学校・保育園・幼稚園に在籍中で、登校(園)していない状態にある子どもに関する相談支援を実施します。	

不登校相談	高知県心の教育センター
不登校やいじめなど、子どもの教育に関する相談支援を実施します。	

4 民間協力者の活動の促進及び広報・啓発活動の推進のための取組

(1) 民間協力者の活動の促進

本市における保護司の人数は令和7年1月末現在、定員27名に対して26名であり、定員数を下回っています。(充足率 96.3%) [令和6年2月末 25 人、充足率 92.6%]

保護司会や更生保護女性会等の民間協力者の存在は再犯の防止等に関する施策を推進するうえで欠くことのできない存在ではありますが、定年の引き上げや高齢者雇用の増加等の理由から、人材の確保が困難になっています。また、保護司の高齢化や地域社会の人間関係の希薄化などの社会環境の変化もあり、従前の活動が困難になっています。

民間協力者が活動をスムーズに行えるように、関係機関との連携を図り、活動に必要な体制を確保していきます。また、関係機関による再犯防止ネットワークを構築して、刑務所出所者等への支援がより効果的となるように定期的に検証・協議を行います。

具体的な取組施策

【市の取組】

更生保護団体・青少年健全育成関係団体への補助金の交付支援	福祉事務所・生涯学習課
更生保護活動や青少年健全育成の促進に寄与することを目的として、補助金を交付します。	

香南市再犯防止推進協議会	市・関係機関
再犯防止に関わる全ての関係機関・団体が集まり、より効果的な支援の在り方を検証します。	

【民間団体等の取組】

保護司候補者検討協議会	香南保護区保護司会
地区で保護司になりうる人材を候補者として推薦し、保護司の安定的確保に向けた活動を実施します。	

(2) 広報・啓発活動の推進

法務省が主唱する「社会を明るくする運動」は犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない安全で明るい地域社会を築くための全国的な運動であり、本市においても街頭啓発活動等を実施しています。

令和5年度の社会を明るくする運動について、市決起大会を開催し社会を明るくする運動最優秀作文発表も行いました。また、広報車等でのPR活動を行いました。今後も再犯防止についての周知を図るため、さらに積極的に広報・啓発活動を実施します。

具体的な取組施策

【市の取組】

社会を明るくする運動の推進	福祉事務所・香南保護区保護司会
7月の「社会を明るくする運動強化月間」には、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの改善更生について理解を深めるため、保護司会を始めとする民間協力者と連携し、地元マスコミにも協力を依頼して、街頭パレードや啓発活動を実施します。	
再犯防止啓発月間	福祉事務所・香南保護区保護司会
7月の再犯防止啓発月間には、市の広報誌やホームページ等のメディアにより、再犯防止について、広報活動を実施します。	

5 地域による包摂を推進するための取組

(1)相談できる場所の充実

滋賀県大津市の保護司が保護観察対象者に刺殺される事件(令和6年5月)以降、保護司が安心して対象者と面談できる場所の確保が重要となっていることから、香南市旧5町にそれぞれ一カ所以上面談できる場所を確保できるよう協議します。

また、孤独・孤立によりひきこもり傾向とならないよう相談場所の周知を推進します。

具体的な取組施策

【市の取組】

保護司の面談場所の確保	福祉事務所・関係機関
保護司が安心して対象者と面談できる場所を確保できるよう公共施設を管理する各部署と協議します。	

孤独・孤立に対する支援の推進	福祉事務所
社会的に孤立し、孤独を感じている状態にある人や、様々な生活上の困難を抱え、家族を含む他者との交流が限定的な状態であり、かつ、支援を必要とする本人及び家族等を支援します。	

(2)関係機関との連携

香南市再犯防止推進協議会関係機関及び再犯防止関係機関での連携を図るため、再犯防止推進協議会及び関係機関実施の研修会等で施策に関する情報連携等を一層深めます。

具体的な取組施策

【市の取組】

協議会等の開催	市・関係機関
市関係部署及び関係機関で常時情報連携し、必要に応じ協議会を開催するなど再犯防止の関係機関が対象者等に早急に対応できるよう連携します。	

多機関協働事業	福祉事務所・関係機関
重層的支援体制整備事業にかかわる関係者の連携の円滑化を進め、市町村における包括的な支援体制を構築します。	

第4章 資料編

資料1 対応機関

香南市役所

開設日 月曜日から金曜日(祝日、年末年始を除く)

相談時間 午前8時30分から午後5時15分

部署名	所在地	連絡先
福祉事務所	香南市野市町西野 2706 番地	0887-57-8509
高齢者介護課	同上	0887-57-8510
健康対策課	同上	0887-50-3011
学校教育課	同上	0887-50-3019
住宅政策課	同上	0887-57-7536
生涯学習課	同上	0887-50-3022
香南市補導センター	同上	0887-50-3022
香南市教育支援センター 森田村塾	香南市野市町兎田 702 番地 1	0887-54-0110

国・県の関係機関

機関名	所在地	連絡先
高知県子ども・福祉政策部 地域福祉政策課	高知市丸の内1丁目2番20号	088-823-9090
高知県中央東福祉保健所	香美市土佐山田町山田 1128-1	0887-53-3173
高知県中央児童相談所	高知市若草町 10-5	088-821-6700
高知県立精神保健福祉センター	高知市丸の内2丁目4番1号 高知県保健衛生総合庁舎1階	088-821-4966
法務少年支援センターこうち (高知少年鑑別所)	高知市塩田町 19-13	088-872-9330
コレワーク四国 (四国矯正管区矯正就労支援 情報センター)	香川県高松市丸の内 1 番 1 号 高松法務合同庁舎 B1 階	0120-29-5089
高知保護観察所	高知市丸ノ内1丁目4番1号 高知法務総合庁舎2階	088-873-5118
高知公共職業安定所香美出張 所(ハローワーク香美)	香美市土佐山田町旭町 1-4-10 土佐山田地方合同庁舎	0887-53-4171
高知県警察南国警察署	南国市大桶乙 799-1	088-863-0110
高知県心の教育センター	高知市大原町 120-1	088-821-9909 (相談窓口)
高知地方検察庁	高知市丸ノ内1丁目4番1号	088-872-9191

民間団体等

機関名	所在地	連絡先
高知県地域生活定着 支援センター	高知市朝倉戊 375-1 高知県立ふくし交流プラザ1階	088-855-3611
社会福祉法人 香南市社会福祉協議会	香南市香我美町下分 646 番地	0887-57-7300
なんこく若者サポート ステーション	南国市駅前町2丁目4-72	088-863-5078
特定非営利活動法人 高知ダルク	高知市本町5丁目6番 35 号 つちばしビル1階	088-856-8106
NA 四国エリアミーティング (高知グループ)	高知市新本町1丁目 7-31 江ノ口カトリック教会 高知ボランティアビューロー2 階	na.kochi.group @gmail.com
香南保護区保護司会 (更生保護サポートセンター香南)	香南市野市町西野 525 番地 3	0887-56-0350
香南更生保護女性会	香南市赤岡町 2168 番地 2	0887-55-3388

資料2 用語解説

【機関・団体】

NA 四国エリアミーティング

NA(ナルコティクス・アノニマス)は薬物によって問題を抱えている仲間同士で集まり、互いに助け合いながら、薬物依存からの回復を目指す非営利団体

学校警察連絡協議会

管内学校の教職員と警察関係者等が集まり、再犯防止や非行防止等について協議や研修を行う組織

更生保護女性会

地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行い、犯罪や非行をした人の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体

コレワーク四国(四国矯正管区矯正就労支援情報センター)

主に四国4県を中心に活動を行い、出所者や出院者の雇用を検討する事業主の方の相談に応じ、情報提供をする法務省の機関

児童相談所

すべての子どもが心身ともに健やかに育ち、その持てる力を最大限に発揮できるように家族等を援助し、ともに考え、問題を解決していく、児童福祉法に基づいて設置される行政機関

社会福祉法人社会福祉協議会

生活困窮者の自立支援等、地域福祉の推進を図ることを目的に事業活動を実施する団体

少年院

家庭裁判所から保護処分として送致された少年に対して、その健全な育成を図ることを目的として、矯正教育や社会復帰支援等を行う法務省が管轄する施設

精神保健福祉センター

精神保健福祉の相談や、精神障害を持つ方の自立や社会復帰を目指して支援を行う県が管轄する機関

高知県地域生活定着支援センター

矯正施設入所中から退所後まで一貫した相談支援を実施し、社会復帰及び地域生活への定着を支援する高知県から業務委託されている支援機関

特定非営利活動法人ダルク

Drug Addiction Rehabilitation Center の略で、薬物依存者の薬物依存症からの回復と社会復帰支援を目的とした回復支援施設

法務少年支援センターこうち(高知少年鑑別所)

青少年の健全育成に携わる関係機関・団体と連携を図りながら、地域における非行及び犯罪の防止に関する活動や健全育成に関する活動に取り組む法務省の機関

保護観察所

犯罪をした人又は非行のある少年に対して、社会の中で更生するように、法律や裁判等で定められた期間、保護観察官及び保護司による指導・支援を行うことを目的とする法務省の機関

補導センター

青少年の健全育成に寄与することを目的として補導活動等を実施する団体

若者サポートステーション

進学・復学・卒業に向けた学習サポート、就職に向けた支援等を行う高知県教育委員会から業務委託されている支援機関

【用語・事業】

刑法犯

殺人、強盗、窃盗など「刑法」等の法律に規定する犯罪

検挙

犯罪について被疑者を特定し、検察官への送致、送付や必要な捜査をすること

更生保護

犯罪者や非行少年が一般社会の一員として健全で安定した生活ができるように、必要な指導と援護を行い、その改善更生を図ること

執行猶予

有罪の判決をしても、情状によって一定の期間だけ刑の執行を猶予し、その間に刑事事件を起こさず過ごすことができれば、刑の言い渡しの効力を失わせる制度

社会を明るくする運動

すべての国民が犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、安全で安心な地域社会を築くための全国的な運動

住宅確保要配慮者

低所得者、高齢者、障害者、外国人、刑務所出所者等の住宅の確保に特に配慮を要する者

スクールカウンセラー

専門的な心理学知識や心理援助知識を有する者で、児童・生徒の不登校や、校内・学内での種々の問題行動などの相談対応を行う専門家

スクールソーシャルワーカー

社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する者で、児童・生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図る専門家

保護観察

犯罪をした人又は非行のある少年が、社会の中で、定期的に保護観察官や保護司と面接し、保護観察所の指導監査を受けながら改善更生に努める制度

保護司

犯罪や非行をした人の立ち直り支援や犯罪の予防活動等を行う法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員

臨床心理士

こころの問題が原因で身体の異常や生活上の問題などを引き起こした人たちを、精神科のように投薬を行わず、心理学的な方法を用いてサポートする専門家

公認心理師

心理学に関する国家資格を有し、こころの問題を抱える人々に対して、心理学の専門的知識及び技術をもって、指導や助言、援助を行う専門家

香南市再犯防止推進計画

【発 行 日】令和7年3月

【発行・編集】香南市福祉事務所

〒781-5292 高知県香南市野市町西野 2706 番地

TEL 0887—57—8509

FAX 0887—50—3012

E-mail fukushi@city.kochi-konan.lg.jp